

第 2 号 (令和 7 年 1 2 月 1 9 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和7年12月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和7年12月19日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和7年12月19日午前10時00分 議長 奥田俊夫

閉会 令和7年12月19日午前11時40分 議長 奥田俊夫

応招議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄			

不応招議員

なし

出席議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	9番	岡田	久雄

欠席議員

8番 谷田 利一

会議録署名議員の氏名

1番	木村	健太	5番	田中	保美
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長 森田 肇 議会書記 新田 純平

議会書記 小谷 光幸 議会書記 横田 雄大

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 西島 寛道 副町長 脇本 和弘

教育 長 中田 邦和 参 与 山之江 亨

参	与	片岡 美佳	理事兼学校教育課長事務取扱	木村 恵理
理事兼住民福祉課長事務取扱		花木 秀章	理事兼税務課長事務取扱	木田 ゆかり
理事兼こども家庭センター所長事務取扱		堀 忍	総務課長	平間 克則
安心・安全推進課長		菱本 嘉昭	企画財政課長	高江 裕之
会計管理者・会計課長兼務		岩村 恭子	保健医療課長	中谷 誠
高齢福祉課長・ 地域包括支援センター所長兼務		坂井幸一郎	保健センター所長	畑中 博之
建設課長		辻井 祐介	産業環境課長	奥山 英高
上下水道課長		仁木 崇	同和・人権政策課長	西島 豊広
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務		林田 夕加	社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務	寺井 佳孝
学校給食センター所長		梶田 篤志	企画財政課参事	吉岡 正博
学校教育課参事		北川 拓男		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和7年12月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

令和7年12月19日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第57号 井手町人権尊重のまちづくり条例制定の件
- 第3 議案第58号 井手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第4 議案第61号 井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第62号 井手町公共下水道条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第7 議案第63号 城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
- 第8 議案第73号 令和7年度井手町一般会計補正予算（第5回）
- 第9 議案第74号 令和7年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- 第10 議案第75号 令和7年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 第11 議案第76号 令和7年度井手町下水道事業会計補正予算（第2回）
- 第12 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。

本日の会議に、谷田利一議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまから令和7年12月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

町長より、議案第72号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件から議案第76号、令和7年度井手町下水道事業会計補正予算（第2回）までの5件の議案が追加提案として提出されております。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、木村健太議員、5番、田中保美議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席番号の方をお願いします。

次に、日程第2、議案第57号、井手町人権尊重のまちづくり条例制定の件を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏産業厚生常任委員会委員長。

3番（鎌田隆宏） ただいま議題となっております議案第57号、井手町人権尊重のまちづくり条例制定の件につきまして、産業厚生常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、12月17日に招集いたしまして、4名の委員出席の下、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、委員からの条例における前文の内容についての質疑には、人権施策に関する基本的な事項を定めるものであるため、前文を置き、その中で条例の背景や基本理念を述べた上で、条例制定の目的を述べているとの答弁が、また、申立て対象になる方についての質疑には、町内に居住されている方、通勤・通学する方、事業者が対象との答弁が、それから、条例を定めるに至った理由についての質疑には、町としては、これまで人権政策を非常に大事

にしてきた経過から、実効性のある条例を制定するために提案したとの答弁がありました。

次に、討論においては、人権に関わる問題は極めて多岐にわたるため、幅広く住民の声を聞くなど、丁寧で真摯な議論が必要。なぜ今条例をつくるのかの理由や根拠が提案されなければならない。条文で住民に責務を負わせるのは、住民の内心に踏み込んだ規定であり、条例としてふさわしくないとの反対討論がありました。

最後に、採決を行った結果、議案第57号、井手町人権尊重のまちづくり条例制定の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

議長（奥田俊夫）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　討論を行います。議案第57号、井手町人権尊重のまちづくり条例制定の件について、反対の立場で討論を行います。

提案されております井手町人権尊重のまちづくり条例については、以下述べる点で問題があると考えています。

まず、第1に、これまで国や府段階で差別解消に関わる法律や条例が制定されてきました。井手町において新たに人権に関わる条例を制定するならば、人権に関わる問題は極めて多岐にわたるため、条例案をつくる段階からパブリックコメントなども行い、幅広い住民の声を聞き、丁寧で真摯な議論が必要と考えます。今回の条例制定に至る町の取組は極めて不十分だと言わざるを得ません。

第2に、町条例をつくる以上、なぜ今井手町にこの条例が必要なのか、その理由や根拠を具体的な事実で明示して提案されなければなりません。具体的に起こっている事象やどのような対策が必要なのかなど、いわゆる立法事

実を踏まえた議論が当然必要です。その点でも課題を残しております。

第3に、条文についてです。第7条、住民の責務について、差別解消に自治体である井手町が努力するのは当然ですが、住民にその責務を負わせるというのは、住民の内心に踏み込む規定であり、条例としてはふさわしくありません。

次に、第9条、調査の実施について、調査は、差別解消法では国が地方公共団体の協力を得て行うことになっています。しかし、本条例では、町が必要に応じて人権に関わる意識調査を行うものとしています。これでは、調査を行うことそのものが井手町内における差別を残すことになりかねません。

次に、第17条、助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表についてです。「勧告に従わず、差別を反復・継続する等、悪質な行為」は、被害届などを通じ、司法に判断を求めるべき課題であります。また、氏名を公表する。これは差別が事実であっても、刑法230条の名誉毀損に当たる可能性を残しております。条例としてふさわしくありません。町は2016年8月に行った井手町人権教育啓発推進計画に関する意識調査の結果を以下3点にまとめて冊子で公表しております。

1点目に、井手町住民にとって人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利としてとらえ、それを尊重するものと認識している様子がうかがえる。2点目に、「井手町住民一人ひとりの人権意識は、10年前と比べて高くなっている」と思う人の割合は、京都府の実施した府民調査の結果と比べて高くなっている。3点目に、「井手町は、人権が尊重された豊かな社会になっている」との質問についても、「そう思う」という割合は、京都府の調査より13.9ポイント高くなっていますと、このようにまとめています。

社会にまだ様々な偏見や差別が存在していることを否定するものではありませんが、全体として、これまでの取組により、町民の人権意識に対する意識が高まっていると言えます。このような状況の中で、今回提案されております条例が本当に必要とは思えません。町長には、井手町民の人権に対する良識、これをもっと信じていただきたい。そのことを強く求め、反対討論いたします。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これですべての討論を終わります。

これから、議案第57号、井手町人権尊重のまちづくり条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手多数です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第58号、井手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 鎌田隆宏産業厚生常任委員会委員長。

3番(鎌田隆宏) ただいま議題となっております議案第58号、井手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、産業厚生常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、12月17日に招集いたしまして、4名の委員出席の下、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、委員からの、制度概要とこれまでの経過についての質疑には、こども未来戦略に基づき創設された制度で、現行の教育・保育給付に加え、月当たり一定時間までの利用の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付で、令和8年度からは全ての市町村において実施されるとの答弁が、また、想定される事業についての質疑には、現状では町が直営で実施することになる。保育士の確保など、効率的でかつ効果的な方法で実施する必要があるとの答弁が、それから、町外からの受入れ、予約方法についての質疑には、広域利用の位置づけから、近隣自治体からの利用は可能で、里帰りなどを想定。国が開発している全国共通のシステムを利用するととの答弁がありました。

次に、討論については、総合支援システムなど事業・制度そのものが抱え

ている問題があり、子どもや保育の安全性が担保できるのか。保育施設に未就園の乳幼児を受け入れることをこの制度は簡単に考え過ぎていないか、保育現場に新たな負担を強いることになりかねないとの反対討論がありました。

最後に、採決を行った結果、議案第58号、井手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたのでここにご報告いたします。

これで委員長の報告を終わります。

議長（奥田俊夫）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　反対の立場で討論を行います。

まず第1に、こども誰でも通園制度総合システムなど、この事業、また制度そのものが抱える問題点についてです。26年度の本格実施からは、この制度を利用する方は、国が提供する総合支援システムを使って施設の空き状況を調べ、情報を入力し、予約することになります。それで子どもや保育の安全性が担保できるのでしょうか。

利用に当たって、事前面接もできるとしてはいますが、推奨はされておられません。預かる子に配慮しなければならないことや預かる子のその日の健康状況など、保護者と園との間で共有しておくべき点が多々あるはずです。通常の保育でも、担任の先生へ子どもの健康状況、熱も測って、そして昨日どのようなものを食べたのかなど、そういうお便りのやり取りをされているというふうに思います。この点で問題が残ります。また、面接の実施などに対する施設側への補償はされておられません。

第2に、一番大切にしなければならない子どもにとっての問題です。保育施設に未就園の乳幼児、生後6か月から3歳未満を受け入れることをあまりにも簡単に考えていないでしょうか。人見知りが始まり、親の後追いが激し

い時期に、慣れない場所で見知らぬ保育者に預けられる子どもの負担は計り知れません。短時間保育の中で、乳児期の子どもの発達に特に重要な特定の大人との応答的な関わりや、情緒的な絆を育むことはできるのか心配です。また、通常保育の場に受け入れる場合など、通常保育を受けている子どもたちの集団に短時間の子どもが不定期で入ってくることは、保育所で毎日過ごしている子どもたちを不安にさせるおそれがあります。

第3に、受け入れる側の保育現場にとって、低過ぎる条件設定で実施されるという問題です。短時間保育や初めての子どもを日々受け入れるには十分な体制と保育のスキル、経験が必要です。保育士の人員配置を一時預かり事業の配置基準と同様にしています。専任の保育士を配置し、かつ勤務経験豊かな保育士の配置が望ましいと言えます。通常保育でも保育士不足や低過ぎる処遇で働いている保育現場に新たな負担を強いることになりかねません。

現在、各園で実施されている一時預かり事業との類似性や整合性も問題になっています。一時預かり事業が広がらないのは、条件整備が不十分なためと言われています。同じ条件でこども誰でも通園制度をこのように新たに新設するのではなく、一時預かり事業の条件整備を進めて拡充していけばよいのではないかという声も多々あります。

少子化、核家族化で子育ての孤立が進む中、家庭で育つ3歳未満児への支援を求める声は多く、子どもだけでなく親も含めた支援の仕組みづくりが必要であることは確かで、否定するものではありません。しかし、今求められているのは提案されているような制度ではなく、保育士の処遇を改善しながら配置基準を抜本的に拡充し、全ての子どもたちに質の高い保育を保障する施策、これを積極的に推進することです。

以上の理由により、議案第58号、井手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件について反対いたします。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、議案第58号、井手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のと

おり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手多数です。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第61号、井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 辻井建設課長。

建設課長(辻井祐介) それでは、議案第61号、井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、ご説明申し上げます。

井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。なお、今回の条例制定につきましては、山城多賀駅西側地区地区計画の都市計画変更に伴うものでありまして、昨年6月にオープンいたしました商業施設イデフルの建設地であります山城多賀駅西側地区について、さらににぎわいのある商業施設とするため、地区内に建てることのできる建築物の用途を一部見直す条文の整備を行うものであります。

それでは、2ページをお開き願います。井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数3431の4、別表第2(第3条から第7条関係)であります。

3ページをお開き願います。3ページの下段、山城多賀駅西側地区地区整備計画区域であります。左から3列目が建築物の用途制限を記載した列でありまして、今回、第2号の「自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの」を追加するとともに、4ページの中段、第4号、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」、第5号、「ホテル、旅館」をそれぞれ追加するものでありまして、条文を追加したことに伴い、旧「第2号」を「第3号」に、旧「第3号」を「第6号」に改めるものであります。

次に、5ページをお開き願います。先ほどの条文の追加に伴い、旧「第4号」を「第7号」に、旧「第5号」を「第8号」に改めるとともに、「理髪店、

美容院、クリーニング取次ぎ店、コインランドリー」の次に、「銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗、ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供するものは除く」を追加するものであります。

次に、6ページの下段です。「第6号」を「第9号」に改めるとともに、「スポーツの練習場（フィットネスクラブ等に限る）」の「（フィットネスクラブ等に限る）」を削除するものであります。

次に7ページをお開き願います。「第7号」を「第10号」に改めるとともに、「公会堂」を「劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂」に改めるものであります。その下、「第8号」を「第11号」に改めるものであります。

いずれも山城多賀駅西側地区の建築物の用途制限の一部を変更するための条文の整備であります。

それでは、1ページをお開き願います。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　現在たくさんの方が買物に訪れたりして、非常に便利になったと、私もいいなと思っています。現在、あの場所で駐車場になっていない部分、いわゆる店舗として計画されている場所というのはどれぐらいのスペースでしょうか。店舗によってどれぐらい、何店舗入るか分からないんですが、どれぐらいのスペースが今空いているのでしょうか。舗装されていないところ、それが分かれば1点。

それから、議案の中で観覧場というのが入れることができるというふうに読み取れるんですけども、観覧場というのはどういうものなのかというイメージが分からないので伺いたいというふうに思います。

以上、まず2点です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） ただいまのご質問、まず1点目、空きスペースの関係なんですけれども、敷地の南東側に現在空きスペース、舗装されていないところがありまして、面積は分からないんですけれども、一般的なテナントでいうと2店舗ほどの大きさがあるのかなと考えております。

それから、観覧場なんですけれども、もともと公会堂ということで、ホールみたいなものしか建てられなかったものが、映画館なども入っているんですけど、映画館であったり、観覧場というのは、何かそういう舞台などをやって、そういう収益を得られるものというのを想定しております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 今まで以上に規制緩和するというか、ここにたくさんの店が建つ条件を広げるとのことだというふうに思うんです。それで、前の議会でも質問させていただいた精米所の件です。これ、前の議会で建築基準法でいうと115平米より広さがないと本当は建てられないのと違うかという、あれは建築物ですから。あれの広さがそこを超えてないだろうということで、違法なのではないかと。しかも、今現在、駐車場に置かれたままであって、実際に営業せずずっとあるわけです。あれがどうなっているのかというのが1点と、それとこの7ページに「各号の建築物に附属するもの」という条文があるんですけども、附属というのはこう理解していいですか。

例えば、規定の建物があって、その附属物としていわゆる建築基準法で言うと、ここに建てられるんです。115平米以下であっても、それをくっつけたらあの精米所も使えるというふうに考えているのでしょうか。その点を伺いたいと思います。まず、現時点であの建物は法的に違反してないんですか。そこを確認したいと思います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） まず115平米なんですけれども、それというのは、建築物の大きさではなくて、建築物を建てる敷地。要は建築物の周りも含めた建築敷地というんですけど、それが115平米以上ないと駄目という定めです。今現在、今の精米機が法律に違反しているかという、敷地設定の話

というよりは、建築確認を取っておられないので、そういう意味では違反していると言えらると思います。今後、建築確認を取って、建築確認が下りたら営業されるというふう聞いています。

附属建築物のことなんですけれども、附属建築物はまさにおっしゃるとおりなんですけれども、例えば今の精米機をフレッシュバザールの店舗の附属建築物とするならば、フレッシュバザールの店舗で敷地設定されているところから今建っているところが離れすぎていて、同一敷地内に入っていないんです。それが同一敷地内に入っていたら附属建築物と言えらると思うんですけれども、同一敷地内に入っていないので、今の時点では附属建築物とは言えない。今回、この条例改正することによって、サービス業というのがあったと思うんですけれども、8号のサービス業、これに精米機が当たるということで、要は何かの附属建築物ではなくて、単体でその用途で建てることができるようになるので、今回、この条例をご可決いただいたら、要は115平米以上の敷地設定をして、精米機の建築確認を取って、営業されるということになります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 条例の私の認識と違うのかもわからないんですが、都市計画でしたわけですよ。都市計画の指定をするということは、そこに小さな店がどんどん入ってくるようなことを、敷地面積のこともあるんだろけれども、それを防止するためにそういう場所というふうにして都市計画をされるのではないかというふうに理解しておりました。

だから、ものすごく広いですよ、土地は。広い中で、ああいうもっと小さなお店などありますよね。いっぱいできますよね。そういうものもできるということでしょうか。確認します。

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 敷地の最低限度が115平米ですので、それより小さい敷地設定のものはできないんですけれども、それより大きい敷地設定のもので、ここの地区計画の目標というか、建築物の用途制限に合うものであれば可能でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第61号、井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第62号、井手町公共下水道条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木　崇）　それでは、議案第62号、井手町公共下水道条例等の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町公共下水道条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。なお、今回の改正につきましては、令和6年1月に発生した能登半島地震において多くの家屋で給排水設備等が破損したことや指定工事業者自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事業者が不足し、給排水設備等の復旧が遅れることとなりました。これを踏まえて、被災地での給排水設備等の工事が円滑に実施できるよう、災害その他の非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた指定工事業者であっても、給排水設備等の工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページをお開き願います。井手町公共下水道条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）でありまして、井手町公共下水道条例の一部改正であります。

例規ページ数3501の13、第7条、排水設備の設計及び工事の実施の規定でありまして、標準下水道条例の改正に伴う条文の整備であります。

次のページをお開き願います。井手町公共下水道条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）でありまして、井手町水道事業給水条例の一部改正であります。

例規ページ数3667の3、第11条、工事の施行の規定でありまして、地方自治法に基づく技術的助言に伴う条文の整備であります。

1ページに戻っていただきまして、附則であります。この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第62号、井手町公共下水道条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第72号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　平間総務課長。

総務課長（平間克則）　それでは、議案第72号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、本年8月の人事院勧告に基づく給与改定

に関する関係条例について所要の改正をするものであります。

それでは、6ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1353、第8条、扶養手当の規定でありまして、この第8条第2項第3号中「60歳」を「満60歳」に、同じく同条第3項中「同項」を「前項」に改める文言の整理であります。

次にその下、例規ページ数、同じく1353、第9条の2、通勤手当の規定でありまして、一般職の職員の給与に関する法律等（以下、給与法等と申し上げます）の一部改正に伴いまして、自動車等使用者に対する通勤手当支給額につきまして、次の7ページにはなりますが、ウからスまでの区分をそれぞれ引き上げるための条文の整備でございます。

それでは、8ページをご覧ください。例規ページ数1356、第14条、宿日直手当の規定でありまして、給与法等の一部改正に伴い、宿日直1回に係る宿日直手当支給額を「4,400円」から「4,700円」に引き上げるための条文の整備であります。

次にその下、例規ページ数1357、第17条、期末手当の規定でありまして、給与法等において12月の期末手当の支給割合の改正に伴う条文の整備であります。

9ページをご覧ください。例規ページ数1359、第18条、勤勉手当の規定でありまして、これも同じく給与法等において12月の勤勉手当の支給割合が改正されたことに伴う条文の整備であります。

10ページをご覧ください。例規ページ数1361の57、別表第2、給料表でありまして、これも同じく給与等の改正に伴う給料表の整備であります。

少し飛びまして、16ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）でありまして、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数920、第8条、特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等の規定でありまして、給与法等において12月の期末手当の支給割合の改正に伴う条文の整備であります。

17ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）でありまして、井手町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1332、第7条、こちらは期末手当の規定でありまして、特別職の職員の給与に関する法律等（以下、特別職給与法と申し上げます）において12月の期末手当の支給割合の改正に伴う条文の整備であります。

19ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）でありまして、井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1282、第5条、期末手当の規定でありまして、特別職給与法等において12月の期末手当の支給割合の改正に伴う条文の整備であります。

20ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。なお、先ほど8ページでご説明いたしました第1条関係からの改正でございます。

例規ページ数1357、第17条、期末手当の規定でありまして、給与法等において6月及び12月の期末手当の支給割合を同じ割合にする改正等に伴う条文の整備であります。

21ページをご覧ください。例規ページ数1359、第18条、勤勉手当の規定でありまして、先ほどの20ページと同様に、6月及び12月の勤勉手当の支給割合を同じ割合とする改正等に伴う条文の整備であります。

その下、22ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）でありまして、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。なお、先ほど16ページでご説明いたしました第2条関係からの改正となります。

例規ページ数920、第8条、特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等の規定でありまして、給与法等において6月及び12月の期末手当の支給割合を同じ割合とする改正に伴う条文の整備でございます。

それでは、23ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第7条関係）でありまして、井手町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正であります。なお、先ほど1

7 ページでご説明いたしました第 3 条関係からの改正でございます。

例規ページ数 1 3 3 2、第 7 条、期末手当の規定でありまして、特別職給与法等において 6 月及び 1 2 月の期末手当の支給割合を同じ割合とする改正等に伴う条文の整備であります。

それでは、2 5 ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 8 条関係）でありまして、井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。なお、先ほど 1 9 ページでご説明いたしました第 4 条関係からの改正となります。

例規ページ数 1 2 8 2、第 5 条、期末手当の規定でありまして、特別職給与法等において 6 月及び 1 2 月の期末手当の支給割合を同じ割合とする改正等に伴う条文の整備であります。

それでは、5 ページにお戻りください。

附則でございます。第 1 項、施行期日等の規定であります。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条から第 8 条までの規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 項につきましては、第 1 条関係から第 4 条関係までの条例の一部改正については令和 7 年 4 月 1 日から適用する規定でございます。

3 項につきましては、今まで支払った給与の内払いであるという規定でございます。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2 番（谷田健治）　8 月の人事院勧告を受けて、府の職員の方は人事委員会、そこからの報告を受けて、井手町の給与改定の条例なんです。8 月の人事院勧告そのものが、本年度どういう特徴を持っていたといいますか、どれぐらいの給与改定を国家公務員に対しては求めていたのか。それも反映していると思うので、概要について分かれば、特徴というのか、伺いたい。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　平間総務課長。

総務課長（平間克則）　　それでは、谷田健治議員の先ほどの特徴でありますけども、まず、月例給についてでございます。

人事院では、本年4月の官民較差に基づいて、まず比較されております。まず、月例給については、全体で平均1万5,014円、率にいたしまして3.62%の引上げとなっております。昨年同様、若年層を中心として、全ての職員を対象に、改正にもありますけども、全俸給表が8,300円以上の引上げ改定となっているというのがまず一つの特徴でございます。

次に、いわゆるボーナスです。期末勤勉手当、こちらにつきましても、これまで年間で4.6月分ありましたものが4.65月分ということで、期末手当と勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分、合わせて年間で0.05月分の引上げということになっているということでございます。

そのほかにも、主な給与制度の見直しといたしまして、通勤手当がございます。幾つかあるんですが、自動車等の使用者につきましては、これまで60キロ以上までの区分だったものが、65キロから100キロ以上までの区分も新たに新設されるということでございます。

それと、先ほどの改正でもご説明申し上げましたが、60キロ以上までの距離の区分についても、一番低いところで200円から一番高いところで7,100円までそれぞれ引き上げているというのがございます。また、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を支給するというようなことも新たにでてきているところでございます。

そのほか、先ほどありました宿日直手当の関係でありましたり、地域手当につきましても、昨年の人事院勧告を踏まえまして、井手町でも今現在4%の支給をさせていただいておりますけども、令和8年4月からは7%というようなことが示されているということが主な特徴ということでございます。以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　　この提案された給与や期末勤勉等については、人事院勧告を踏まえた、それに沿った勧告を全体として行っているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　平間総務課長。

総務課長（平間克則） 人事院勧告に基づいた給与改定ということでご理解
いただければと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） あと、若年層といいますか初任給のことについて伺いた
いんですが、井手町の高卒と大卒の初任給、何級の何号かというのと、それ
から改定前、いわゆる現在が改定前という給与だと思うんです、初任給。こ
れは改定されると幾らになるのか。そして、計算したら分かると思うんです
けども、幾ら上がるのか。そのことについて伺います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） ただいまの初任給の関係でございます。

まず、高校卒でございましたら、まず本町で1級の5号を適用させてい
ただいております。これまででございましたら18万8,000円ござい
ましたけども、今回改正をご可決いただいた際には20万300円というこ
とで、1万2,300円の増でございます。

ちなみに、短大卒というところではいきますと、1級15号でございます。
これまでの20万4,400円が21万6,500円に引上げとなりまして、
1万2,100円の増でございます。

それと、大学卒でありますけども、こちらは1級25号でございまして、
これまで22万円から23万2,000円ということで、1万2,000円
の増になるというところでございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 給与については、先ほどあった引上げということなんで
すが、人事院勧告の中で先ほどお話にあったいわゆる通勤費のところ、通
勤費も段階で上がっていますよね。上げられて、もう一つ新たに駐車場のそ
れも通勤費の中に入れるということで、上限を5,000円にして、今回支
給というふうになっているんです、国家公務員の場合。

京都府もどうもそういう方向だというふうに伺っているんですが、井手町
では駐車料を前のとき質問で月500円を徴収しているということになって

いるんですが、今回の井手町のこの給与改定では、通勤費は距離数の改定は先ほど説明いただいたんですが、駐車場は上限5,000円ですけども、それについてはどう判断されているんでしょうか。先ほどの中では、それは説明がなかったので伺いたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 平間総務課長。

総務課長(平間克則) ただいまの通勤手当に係る駐車場の利用に関する支給でありますけども、今回の改正におきましては、60キロ以上までのまず自動車等を使用されている方に対する区分の引上げというのは、今回改正にさせていただいております。今回、人事院勧告によります駐車場に係る支給なんですけども、こちらにつきましては、令和8年4月からの実施ということでございますので、このあたり、本町では今、500円という形で徴収をさせていただいておりますけども、500円を徴収した上でこういったものを支給していくのか。それとも、そもそもどうするのかというところを来年の令和8年4月に向けて、今いろいろと中で検討させていただいた上で、また、ご提案させていただければというところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 令和8年4月からの実施なので、人事院勧告ではそういう駐車料は交通費の一部だというふうに位置づけているわけですから、そういう流れが来ているわけです。その中で井手町は、最近からですけども、逆のことを始めたわけです。だから、これはぜひ人事院勧告どおり実施していただきたいというふうに申し上げて、もう1点質問になります。

差額支給です。今回これ条例通りでしたら、差額支給はいつ頃の予定でしょうか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 平間総務課長。

総務課長(平間克則) 差額支給でございますけども、今議会においてご決いただいた際には、これまでからなるべく年内のうちに職員の皆様にお支払いできるように事務手続を進めさせていただくということでございます。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 京都府の最低賃金が11月21日から、例年もっと早いんですけど、今回11月21日から1,122円になっていると思うんです。これがもう今既に実施されているわけです。これの給与と、それとこの井手町の給与表でいくと、高卒の方おられるかどうか現実には分からないですけども、この給与表で最低賃金より下がるような表にはなっていないんでしょうか。その改定はどうか伺いたい。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 最低賃金の関係でありますけども、京都府の最低賃金が1,122円ということでございます。本町で定めております例えば会計年度任用職員につきましても、1級の13号から適用させてもらっているんですけども、そちらの時間単価で申しますと、本町では1,235円ということでございますので、京都府最低賃金1,122円は上回っているというところでご理解いただければということでございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 議案第72号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について討論を行います。

議案第72号は、8月の人事院勧告に基づき、国家公務員給与が改定されるのに準じ、本町の一般職員と全ての職員の給与改定を提案するというものであります。

今回の人事院勧告の内容は、昨年を上回るベア勧告であります。その対象者も、昨年に続いて、全ての級、号給を対象としたこと、とりわけ中高年層については、昨年を大幅に上回る改定となりました。しかし、今回の俸給引

上げ額は、食料品をはじめとする異常な物価高による生活の改善には極めてまだ不十分だと認識しています。

井手町職員の給与は、他の自治体職員の給与と比較すると低い水準にずっと置かれております。ラスパイレス指数は、令和5年の94.3から令和6年は93.2に下がり、府内で見ますと2番目に低い指数となっています。このとき下がった指数は、1ポイント以上下がった、1点というので下がった自治体は井手町だけであります。ほかの自治体は0ポイント幾らです。こういう状況に、職員の皆さんの給与が低く抑えられている。

また、初任給を近隣自治体と比較しても低く、このことは人材確保の面からも引き上げるべきだというふうに思います。大卒については、例えば宇治田原町とは同じ号給ですが、例えば高卒についてはかなり低いです。先ほどもありましたように、それは、現実的には高卒の方がおられるのかどうか分かりませんが、号給表としてはそういうふうになっています。ここは改善していくべきだと思います。日々、苦勞して働いておられる職員の皆さんに応える意味でも、その点を申し述べたいと思います。

それから、先ほど申しました通勤手当については、人事院勧告では、手当の改善を行うとともに、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設しましたが、井手町では駐車場利用に対する改善はされておられません。井手町に勤めておられる学校現場では、府費の方もおられます。ですから、府費の方については、これは京都府の人事委員会の報告があれば、それに基づいてストレートに徴収する、してもそれを返す、そういう支給を取っていただきますように教育長にはお願いしたいと思えます。

駐車場利用に対する通勤手当の新設というのは、公務労働者が長年要求し続け、今回やっと実施したものです。井手町ではこの流れと逆に、今までなかった駐車場料金を徴収しているわけですから、駐車料の徴収をやめるのか、徴収するなら人事院勧告に倣い、駐車場等の利用者に対する通勤手当を新設すべきです。この点はしっかり頑張って減らしていただきたい。手当を支給していただきたいというふうに思います。

次に、特別職や議員の給与についてです。本年度も、期末手当の算出に当たっては一定の額を加算し、支給額を引き上げております。町長など特別職は35%、議員は15%というふうに加算して期末手当を算出しております。

特別職や議員に加算して期末手当を支給するような、このようなやり方は反対します。今回の給与条例改正については、内容の全てに賛成できるものではありませんが、昨年を上回る一般職の方への改善等、また、昨年度に比べ初任給の賃金が改善されるとともに、全体の俸給表の改定を行うことを踏まえ、全体としては賛成の立場です。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、議案第72号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第72号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。10分まで。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第7、議案第63号、城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） それでは、議案第63号、城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

なお、今回の変更につきましては、城南衛生管理組合が乙訓環境衛生組合からし尿及び浄化槽汚泥を受け入れることに伴い、構成市町以外の地方公共団体から委託処理を受けることを同組合の共同処理する事務に追加するための規約の変更であります。

それでは、2 ページ、新旧対照表にてご説明申し上げます。

城南衛生管理組合規約の一部を変更する規約新旧対照表。

第3条、組合の共同処理する事務の規定でありまして、「第4号」を「第5号」とし、「組合市町以外の地方公共団体からの受託処理に関する事務」を追加する条文の整備であります。

1 ページに戻っていただきまして、附則であります。この規約は、京都府知事の許可があった日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第63号、城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを採決します。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第73号、令和7年度井手町一般会計補正予算（第5回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、議案第73号、令和7年度井手町一般会計補正予算（第5回）につきましてご説明申し上げます。

令和7年度井手町の一般会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億264万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,054万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正の規定でございます。繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

それでは、4ページをご覧ください。「第2表繰越明許費補正」でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、井手町下水道事業補助金2,930万円。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、多賀地区簡易水道事業繰出金760万円。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、井手町水道事業補助金1,680万円。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金210万円。

4款衛生費、2項清掃費、事業名、物価高騰対策し尿処理手数料等補助30万円。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、肥料高騰対策支援給付350万円。

7款商工費、1項商工費、事業名、プレミアム付き商品券発行補助5,600万円。

10款教育費、5項保健体育費、事業名、物価高騰対策給食費支援事業700万円。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額7億9,132万8,000円、補正額1億2,747万3,000円、計9億1,880万1,000円であります。

20款繰越金、補正前の額6,150万1,000円、補正額7,516万8,000円、計1億3,666万9,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額 6 2 億 1, 7 9 0 万 6, 0 0 0 円、補正額 2 億 2 6 4 万 1, 0 0 0 円、計 6 4 億 2, 0 5 4 万 7, 0 0 0 円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1 款議会費、補正前の額 7, 0 3 7 万 4, 0 0 0 円、補正額 5 6 万 2, 0 0 0 円、計 7, 0 9 3 万 6, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 5 6 万 2, 0 0 0 円であります。

2 款総務費、補正前の額 1 3 億 5 4 1 万 5, 0 0 0 円、補正額 7, 2 2 7 万 9, 0 0 0 円、計 1 3 億 7, 7 6 9 万 4, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 5, 2 3 0 万円、一般財源の 1, 9 9 7 万 9, 0 0 0 円であります。

3 款民生費、補正前の額 1 4 億 4, 5 0 7 万円、補正額 3, 4 0 5 万 7, 0 0 0 円、計 1 4 億 7, 9 1 2 万 7, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 1, 9 7 5 万 7, 0 0 0 円、一般財源の 1, 4 3 0 万円であります。

4 款衛生費、補正前の額 3 億 9, 4 4 4 万 3, 0 0 0 円、補正額 4 0 6 万 1, 0 0 0 円、計 3 億 9, 8 5 0 万 4, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 3 0 万円、一般財源の 3 7 6 万 1, 0 0 0 円であります。

6 款農林水産業費、補正前の額 1 億 1, 6 7 3 万 2, 0 0 0 円、補正額 4 7 1 万 9, 0 0 0 円、計 1 億 2, 1 4 5 万 1, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 3 5 0 万円、一般財源の 1 2 1 万 9, 0 0 0 円であります。

7 款商工費、補正前の額 9, 9 8 8 万 1, 0 0 0 円、補正額 5, 6 2 2 万 5, 0 0 0 円、計 1 億 5, 6 1 0 万 6, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 4, 4 6 1 万 6, 0 0 0 円、一般財源の 1, 1 6 0 万 9, 0 0 0 円あります。

8 款土木費、補正前の額 8 億 7, 0 4 5 万 6, 0 0 0 円、補正額 2 8 1 万 3, 0 0 0 円、計 8 億 7, 3 2 6 万 9, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 2 8 1 万 3, 0 0 0 円あります。

9 款消防費、補正前の額 3 億 8, 8 0 4 万 2, 0 0 0 円、補正額 9 9 万 8, 0 0 0 円、計 3 億 8, 9 0 4 万円、財源内訳といたしまして、一般財源の 9 9 万 8, 0 0 0 円あります。

1 0 款教育費、補正前の額 7 億 2, 0 6 5 万 6, 0 0 0 円、補正額 2, 6

9 2 万 7, 0 0 0 円、計 7 億 4, 7 5 8 万 3, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 7 0 0 万円、一般財源の 1, 9 9 2 万 7, 0 0 0 円であります。

以上、歳出合計、補正前の額 6 2 億 1, 7 9 0 万 6, 0 0 0 円、補正額 2 億 2 6 4 万 1, 0 0 0 円、計 6 4 億 2, 0 5 4 万 7, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 1 億 2, 7 4 7 万 3, 0 0 0 円、一般財源の 7, 5 1 6 万 8, 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、26 ページ以降の給与費明細書は、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　脇本尚憲議員。

7 番（脇本尚憲）　私の方は 7 ページにあります歳入のところ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのは、いわゆるおこめ券に端を発する、1 人当たり約 3, 0 0 0 円ぐらいの物価高騰対策として交付される金額の歳入ということでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之）　今回、議員おっしゃった 3, 0 0 0 円、あちらの方は今回の交付金の内訳として示されております食料品の物価高騰でございまして、それも含めた金額を今回計上させていただいております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　脇本尚憲議員。

7 番（脇本尚憲）　その交付金を踏まえて、本町としては、本町の特性に合わせて様々な物価高騰対策をされていると思うんですが、今回提案されているもの、いわゆる物価高騰と書いているものがあるんですが、どのようなものに交付されるのかお答えください。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 今回の物価高騰対策で計上している中身でございますが、一つ目が令和8年度分の水道料金の基本使用料及び水道メーター使用料、あと下水道料金の基本使用料、これの減免、こちらが5,370万円計上いたしております。

続きまして、都市計画区域外のし尿収集の対象者及び浄化槽使用者を対象にした令和8年度分のし尿処理手数料や浄化槽の点検及び政府費用等の一部についての補助、こちらで30万円を計上いたしております。

続きまして、福祉サービス事業所に対して各サービスの安定的な提供体制を確保するための給付金として210万円、肥料価格の高騰を受けている農業者に対して肥料購入費の助成、こちらで350万円、あと井手町商工会のプレミアム付き商品券発行補助について、プレミアム率を3割として実施できるように補助、こちらで5,600万円、あと学校給食費の食材高騰分の補助として700万円、計1億2,260万円を計上いたしております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 様々な分野に交付金を大きな金額として交付することで物価高騰に苦しんでおられる方など、そういった方に対する対応ということは理解できるんですが、やはりどうしても1人3,000円のおこめ券が最初にスタートしていますので、住民の方全員に、例えば年齢や収入の制限、地域など関係なしに満遍なく3,000円ぐらいのいわゆる恩恵というか、交付税を受けた金額を実感できるような形という制度設計というのはされているのでしょうか。これを受けることによって、1人当たりどれぐらいの実際のところ、3,000円のものが出てしまっているもので、その金額というのが根拠としてこれぐらいの金額を物価高騰対策として自分が受けられると、住民1人1人全員が受けられるという感じの制度設計はされているのか。もし具体的な金額があるのであればお答えください。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 今、話になっている1人当たり3,000円、こちらなんですけど、こちらは、今回の物価高騰対策で食料品の物価高騰への支援として措置される4,000億円の特別加算、国全体で。これを国が

規模感を分かりやすく示した形が国民1人当たり3,000円という表現で言われたものでありまして、全国一律に1人当たり3,000円を支給することを国が求めているものではございません。

それで、本町ですけど、本町が今回頂いている実際の推奨事業メニューの交付限度額が1億981万6,000円、国から頂くお金はこれでございます。そのうち食料品の特別加算分、こちらが2,618万5,000円でございます。

あと、皆さんに行き渡るようにという形につきましては、各市町村、いろいろ地域の実情に応じていろんな商品券の配布などされておりますけど、本町におきましては、先ほど申しました水道料金の基本使用料及びメーターの使用料、あと下水道の料金の基本使用料の減免、また、先ほど申しました都市計画区域外のあちらの一部助成という形でまず補助いたしまして、あとの食料品の物価高騰につきましては、地域の実情に応じて事業をすることが可能とされておりますので、本町では商工会が発行するプレミアム付き商品券、こちらのプレミアム率を30%として実施できるように予算を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 脇本尚憲議員。

7番(脇本尚憲) 一番分かりやすいのは水道事業、水道というのは、一部の地域はありますが、満遍なく皆さんの地域にあると思うんですが、水道事業の減免だけでトータルどれぐらいの、これは1世帯なんですか、の減免になるのか。プレミアム付き商品券につきましては、今回の場合でしたら3,000円つくということですが、もちろんそれはまずプレミアム率の分の、例えば1万円だったら1万円を購入することによって得られるプレミアということで、そもそもそれが買えない、買いにくいという方もやはりおられると思うんですが、そういった方に対する、例えば枚数制限などというのは、ふだんよりは下げて満遍なく配れるようにするなど、そういうふうな配慮というのは考えておられるのか。商工会の話かもしれませんが、そういったところは、町の考えとしてはどうでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） ただいまご質問がございました水道料金と下水道料金減免の関係でございますけれども、今回、一般会計の方で債務負担繰越明許費とともに取られております補助金、繰出金が令和8年の1年間分ということで想定いたしまして、例えばよく一般的なお家庭で使用されております口径20ミリを参考に申し上げますと、それを1年間、水道の基本使用料、メーター使用料及び下水の基本料金を減免いたしますと、年間で2万484円のご支援をすることになってございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 私から、プレミアム付き商品券の関係で、満遍なく皆さんのところに届くかというふうなことでございますけれども、こちら、町商工会に伺っておりますと、住民が求めやすくなるよう、工夫を考えているということでお聞きしております。例えば、大型店を除いた券と全ての加盟店で利用できる券の割合など、現在検討されているということでございますので、1冊お求めいただければ、活用しやすい券となるようにしたいと思っております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 農林水産業費のところの、肥料高騰対策の支援の給付です。これ、どういう手続を取って給付するのかというのを伺いたい。前は、農業協同組合を通じてなどあったと思うんですが、どういう手続になりますか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） ただいまの肥料高騰対策の支援給付でございますけれども、現在、令和7年度の予算ということで行っております、例として申し上げますと、まずは農業協同組合で購入された方につきましては、農業協同組合が申請いただき、そちらに交付する。そして、農業協同組合からそれぞれのところに行き渡るように、購入者に行き渡るようにということ

になっております。それ以外につきましては、本人から肥料券で購入された証明するものをお持ちいただきまして、申請を頂きまして直接交付するというふうな形になっております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第73号、令和7年度井手町一般会計補正予算（第5回）を採決します。

議案第73号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第74号、令和7年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第74号、令和7年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

令和7年度井手町の国民健康保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,235万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。なお、今回の補正につきましては、給与改定による人件費に要する所要額の補正であ

ります。

それでは、3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。6款繰越金、補正前の額1,000円、補正額64万6,000円、計64万7,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額9億8,171万円、補正額64万6,000円、計9億8,235万6,000円であります。

次に、4ページをお開きください。

歳出であります。4款保健事業費、補正前の額2,813万5,000円、補正額64万6,000円、計2,878万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の64万6,000円であります。

以上、歳出合計、補正前の額9億8,171万円、補正額64万6,000円、計9億8,235万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の64万6,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第74号、令和7年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第74号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第75号、令和7年度井手町介護保険特別会計補

正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） それでは、議案第75号、令和7年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

令和7年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,114万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。なお、今回の補正につきましては、給与改定による人件費に要する所要額の補正であります。

それでは、3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。7款繰入金、補正前の額1億9,960万8,000円、補正額171万5,000円、計2億132万3,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額10億3,942万7,000円、補正額171万5,000円、計10億4,114万2,000円であります。

次に、4ページをお開きください。

歳出であります。1款総務費、補正前の額1,584万1,000円、補正額38万9,000円、計1,623万円、財源内訳といたしまして、一般財源の38万9,000円であります。

3款地域支援事業費、補正前の額7,837万4,000円、補正額132万6,000円、計7,970万円、財源内訳といたしまして、一般財源の132万6,000円あります。

以上、歳出合計、補正前の額10億3,942万7,000円、補正額171万5,000円、計10億4,114万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の171万5,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、8ペ

一ジ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第75号、令和7年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第75号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第76号、令和7年度井手町下水道事業会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木　崇）　それでは、議案第76号、令和7年度井手町下水道事業会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和7年度井手町下水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の規定であります。令和7年度井手町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出であります。第1款下水道事業費用、既決予定額3億7,803万2,000円、補正予定額82万円、合計3億7,885万2,000円、第1項営業費用、既決予定額3億4,481万4,000円、補正予定額82万円、合計3億4,563万4,000円であります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定であります。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号職員給与費、既決予定額1,637万円、補正予定額82万円、合計1,719万円であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。なお、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第76号、令和7年度井手町下水道事業会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第76号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和7年12月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時40分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 木 村 健 太

署名議員 田 中 保 美